

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令和元年9月6日（金）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	石原 裕介	副委員長	佐藤 茂
	委員	伊藤 俊一	委員	黒川 勝好
	委員	中村 英子	委員	奥田 信宏
	委員	高阪 康彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	上下水道兼 下水道課長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
	消防長	伊藤 啓二	消防次長兼 消防署長	山田 靖
	消防本部 総務課長	黒川 康治	消防本部 予防課長	竹内 豊
職務のため出席した者	議長	安藤 洋一	議事 事務局長	小島 昌己
	書記	飯田 和泉	主事	大竹 孝平
付託事件	議案第41号 蟹江町手数料条例の一部改正について 議案第43号 蟹江町水道事業給水条例の一部改正について 議案第44号 蟹江町消防団設置条例の一部改正について			

○委員長 石原裕介君

皆さん、こんにちは。

防災建設委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

本日は付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査として視察を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は3件であります。慎重に審査をお願いいたします。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入ります。質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくよう、お願いいたします。議案第41号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 伊藤啓二君

対象となるものが馴染みのないものですので、補足資料を事前に提出させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございます。補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第41号「蟹江町手数料条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

○委員長 石原裕介君

次に、議案第43号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

補足説明等はありません。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございます。補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○委員 中村英子君

「更新を追加した」とありますが、今まではどういう取扱いになっていましたか。1万5,000円を敢えて引き下げる必要はないのではないですか。

○水道課長 伊藤和光君

指定の有効期限がなく、実態を把握することが困難で工事不良も発生していたため、従来無期限だったものを、水道法の改正により、有効期限5年というものが追加されました。今後、5年ごとに更新されるということになります。広域化等の調整会議において統一化が望ましいという調整が図られ、名古屋市と清須市が1万4,000円を1万円に引き下げたため、蟹江町もそれに合わせて1万5,000円を1万円に引き下げました。

○委員 中村英子君

無期限だったものを5年ごとに更新することに変えたということですね。分かりました。

○議長 安藤洋一君

業者のレベルを調べるのは、どこが行うのですか。

○水道課長 伊藤和光君

申請時に、経験、資格等を調べる項目があるので、その際に確認します。また、更新時、5年ごとになりますが、申請時と同様に業務内容の把握をし、審議することになります。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第43号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

○委員長 石原裕介君

次に、議案第44号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題とします。提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○消防長 伊藤啓二君

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございます。補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

欠格条項ということで、「又はその執行を受けることがなくなるまでの者」というのは分かりにくい表現ですけど、要するに執行猶予期間ということですか。違いますか。

○消防本部総務課長 黒川康治君

執行猶予期間ということになります。

○委員 中村英子君

そうですか。分かりやすく書けばいいのではないですか。分かりやすい表現にしてください。

○消防本部総務課長 黒川康治君

地方公務員法に合わせて、こういった表現といたしました。

○委員 高阪康彦君

第6条中第1号を削ったというのは、本来の意味が分からないが、どういうことですか。

○消防長 伊藤啓二君

成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨に基づき、個々に判断しなさいということで、今回条例改正いたしました。

○委員 高阪康彦君

誰でも消防団員になれるということですか。

○消防長 伊藤啓二君

消防団として活動できるかどうかを分団長が判断します。

○委員 高阪康彦君

分団長が判断するのですか。

○消防長 伊藤啓二君

団員の任命権者は団長なので最終的には団長ですが、分団長が判断して推薦します。

○委員 中村英子君

保護観察に関してはどうですか。

○消防長 伊藤啓二君

私の知っている限りでは、ございません。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第44号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いいたします。

これで、防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後1時52分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 石原裕介